

中部ESD拠点協議会の後援名義使用等に関する要綱

平成 20 年 3 月 1 日

中部ESD拠点運営委員会決定

(目的)

第1条 この要綱は、中部ESD拠点協議会に関連する団体等が主催する事業に対する後援名義の使用の承認及び関連する団体等との共催に関し、必要な手続き等を定め、もって、中部地域におけるESD活動の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 中部ESD拠点協議会が、関連する団体等が主催する事業の趣旨に賛同し、必要な手続きを経て、当該事業に対して後援名義の使用を承認することをいう。
- (2) 共催 中部ESD拠点協議会が、関連する団体等と共同して事業の運営に参画し、経費又は人的負担を伴い、責任を分担することをいう。

(使用名義)

第3条 後援において使用する名義は、「中部ESD拠点協議会」とする。

(承認の要件)

第4条 後援名義の使用は、次の各号に掲げるすべての要件に適合する場合に承認する。

- (1) 主催者の要件 大学・研究機関、国、地方公共団体、国際機関、中部ESD拠点協力団体（中部ESD拠点協議会会員団体を含む。）、公共的団体（報道機関等公共性のある企業を含む。）又は非営利団体
- (2) 事業内容の要件
 - 1) 事業の趣旨が、中部地域のESD活動推進に寄与するものであること。
 - 2) 原則として、中部ESD拠点の活動範囲内で実施される事業であること。
 - 3) 参加者・応募者が、当該団体等の会員に限定されず、広く一般市民を対象にしているものであること。
 - 4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
 - イ 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
 - ウ 営利を目的とする事業
 - エ 特定の企業の広告につながるおそれのある事業
 - オ その他中部ESD拠点協議会代表が不相当と認めた事業

(承認手続)

第5条 後援名義の使用申請をしようとする者は、中部ESD拠点協議会代表あて、後援名義使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、原則として、開催期日の一か月前までに提出しなければならない。

2 中部ESD拠点協議会代表は、前項の申請書を受理したときは、速やかに承認の諾否を文書で通知するものとする。

(申請書の記載事項)

第5条 申請書には、以下の事項を記載又は添付するものとする。

- (1) 団体等の名称、代表者名、定款・寄附行為等、役員名簿、所在地、連絡先
- (2) 当該後援名義を使用しようとする事業の企画書、事業収支予算書

(承認の条件等)

第6条 後援名義の使用を承認した事業(以下「承認事業」という。)の実施に関する一切の責任は、後援名義の使用承認を受けたものが負うこと。

- 2 後援名義の使用を承認した名義(以下「承認名義」という。)は、適正な表示により広報すること。
- 3 承認名義は、承認事業以外の事業には使用しないこと。
- 4 承認事業の内容の変更(軽微なものを除く。)があった場合には、速やかに中部ESD協議会代表に報告し、その承認を得ること。
- 5 承認事業を中止又は廃止する場合には、速やかに中部ESD協議会代表に報告すること。
- 6 承認事業の主催者は、事業終了後に後援名義使用報告書(様式第2号)を提出すること。

(承認の取消)

第7条 後援名義使用の承認後に、第4条の承認の要件に適合しない事態が発生したときその他後援名義を使用することが不適当と認められるときは、中部ESD拠点協議会代表は、後援名義使用の承認を取り消すことができる。

(共催の手続)

第9条 共催については、中部ESD拠点協議会が、共催しようとする団体等と当該事業の内容、資金等について協議して、共催の可否を決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。